

いざというときに受取って有難いのが生命保険の保険金ですが、その受取り方で税額に違いができることは皆さんご存知ですか？受取り額を減らさないために、今回は保険にまつわる税金についてみていきましょう。

## ●受取った保険金は税金がかかる？かからない？

受取った時に税金がかかる保険金は、死亡時や満期時に受取る保険金などです。入院や通院したときの給付金には税金がかかりません。

### 税金がかかるもの

- 死亡保険金
- 満期保険金
- 個人年金保険の年金
- 祝金・生存給付金
- 解約返戻金など

利益がでない場合や、利益が一時所得の控除額の範囲内の場合にはかからない場合もあります

### 税金がかからないもの

- 高度障害保険金
- 特定疾病保険金
- リビングニーズ特約保険金
- 入院・通院・手術給付金
- 介護年金・介護一時金など

さらに、契約者（保険料を払う人）、被保険者（保険をかけられる人）、受取人などの名義と、加入している保険の種類で、かかる税金が違ってきます。**税率が高く、受取額が大幅に減ってしまう贈与税がかかる契約形態にしている場合は、加入中の保険でも契約者と受取人の変更はできるので見直しを検討すべきです。**それでは保険金の種類別に、かかる税金の種類についてみていきましょう。

## ●死亡保険金にかかる税金は？

生命保険の契約といえば、契約者と被保険者が同じで、受取人を配偶者や子供にするのが一般的です。この際の死亡保険金は相続税の対象ですが、生命保険には500万円×法定相続人数という大きな非課税枠があります。

対して、**名義人すべてが違うと割高な贈与税がかかるので要注意です。**また、死亡保険金を年金形式で受け取ると雑所得となり、毎年所得税と住民税がかかります。

(例)

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
妻	夫	妻	一時所得
夫	妻	夫	
夫	妻	子	贈与税

## ●満期保険金にかかる税金は？

満期金を受取る場合、名義人がみな生存していれば、かかる税金は一時所得か贈与税のどちらかです。契約者と受取人が同じなら一時所得の対象ですが、税金がかからないか、それほど高くないケースがほとんどです。**なお5年以下の一時払養老保険の満期金は、満期金から支払保険料を引いた額に、20%の源泉分離課税がされます。**

また、契約者と受取人が違うと、満期金は契約者からの贈与とみなされます。満期金が贈与税の基礎控除額を超えると、受取りには贈与税を支払うこととなりますので、受取人の変更を検討されたほうがよいでしょう。

(例)

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	妻または夫	夫	一時所得
妻		妻	
夫		妻	贈与税
夫	妻	子	

なお保険金が一時所得の対象になる場合、満期金から差し引ける控除額は年間50万円までです。複数の保険に加入する場合は、満期年をずらして加入した方がおトクです。

## ●個人年金保険にかかる税金は？

個人年金保険は受取った年金が雑所得になりますが、契約者と受取人が同じならばそれほど税金はかかりません。

**問題は契約者と受取人が異なるときです。契約者から受取人への贈与とみなされ、年金の権利評価額（確定年金は残存期間に応じて年金総額の7~2割）に対し、贈与税がかかってしまいます。しかも毎年受取る年金も雑所得となり、ダブルで税金を支払わなければならないになってしまいます。**契約者が収入のない妻で、夫が保険料を支払っているときも同じです。契約者が保険料を払えない場合は、保険料自体を非課税枠（暦年課税で年間110万円）で贈与してもらおうとよいでしょう。

(例)

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
自分で払っている妻	妻	妻	雑所得
夫	妻	妻	贈与税 + 雑所得
夫に払ってもらっている妻		妻	

## ●申告の際に注意すべきこと

保険料を払っていると、支払う税金が軽減される「保険料控除」が受けられます。会社員の人は年末調整で控除が受けられますが、保険会社から送られた保険料の控除証明書を提出し忘れていたり、年の途中で会社を辞めて再就職していないなど、年末調整を受けていない方は、確定申告をして払いすぎた税金を還付してもらいましょう。さらには、確定申告をして所得税が安くなると、翌年分の住民税も少なくなります。

一方、保険金を受取って、「一時所得」か「雑所得」がかかる人は確定申告をして税金を納めなければなりません。また、相続税や贈与税がかかる場合も申告が必要ですが、確定申告とは用紙も申告時期も異なりますのでご注意ください。

なお、入院や通院でもらった給付金には税金はかかりません。ただし確定申告で「医療費控除」を受けるときは、かかった医療費からもらった給付金を差し引くことをお忘れなく。